道路占用料表 (下線:改正箇所)

占用物件		単位	現行	改正後
			占用料	占用料
			(令和6年度)	(令和7年度)
法第32 条第1項 第1号に 掲げる工 作物	第1種電柱	1本につき1年	4 2 0	4 8 0
	第2種電柱		6 5 0	7 3 0
	第3種電柱		8 8 0	9 9 0
	第1種電話柱		3 8 0	4 3 0
	第2種電話柱		6 1 0	680
	第3種電話柱		8 3 0	9 4 0
	その他の柱類		3 8	4 3
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつ	4	4
	地下に設ける電線その他の線類	き1年	2	3
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	3 7 0	4 2 0
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メー トルにつき1年	2 3 0	260
	変圧塔その他これに類するもの及 び公衆電話所	1個につき1年	7 6 0	8 5 0
	郵便差出箱及び信書便差出箱		3 2 0	3 6 0
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	960	870
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	7 6 0	8 5 0
法第32	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつ	1 6	1 8
条第1項 第2号に	外径が 0.07メートル以上 0.1 メートル未満のもの	き1年	2 3	2 6
掲げる物 件	外径が 0. 1メートル以上 0. 15		3 4	3 8
14	メートル未満のもの		4 5	5 1
	外径が 0. 15メートル以上 0. 2 メートル未満のもの			
	外径が 0. 2メートル以上 0. 3 メートル未満のもの		6 8	7 7
	外径が 0. 3メートル以上 0. 4 メートル未満のもの		9 1	100
	外径が 0. 4メートル以上 0. 7 メートル未満のもの		1 6 0	180
	外径が 0. 7メートル以上 1メート ル未満のもの		2 3 0	260
	外径が1メートル以上のもの		4 5 0	5 1 0
法第32 条第1項 第3号に			2	3

担 ゴフ 壮 な		₩# 1. 1 ~	ア凯卑上フ	w - 11 -			
掲げる施 行設 権	丁 甫	対象とし	て設置する	その他の		8	9
1 月		等脉で 切り	ロリが 類	もの			
が			生せいた活ん	N N H N H N H N H N H N H N H N H N H N	 1本につき1年	6 1 0	6.9.0
	艾	道路の構造又は交通の状況を 表示する表示柱その他の柱類		1本につき1年	6 1 0	680	
				上田云往(亚十)	2.0.0	4.0.0	
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メー トルにつき1年	3 8 0	4 3 0	
					トルにつる1千		
				地下に設		2 3 0	260
_				けるもの			
7	との	他のもの				7 6 0	850
法第32条第1項第4号に掲げる施設				設	占用面積1平方メー	7 6 0	<u>8 5 0</u>
法第32条	爿	也下街及び	階数が1の	もの	トルにつき1年	A × 0 . 0 0	$A \times 0$. 00
第1項第5	坩	地下室	ļ		5	4	
号に掲げる			階数が2の		-	$A \times 0 = 0.0$	$A \times 0$. 00
施設			PH 300 70 10 42	0 *>		8	6
			階数が3以	L 1 1 1		A × 0 . 0 1	
			階数か3以	エのもの		$A \wedge 0.01$	$\frac{A \times 0. 0 0}{7}$
	ŀ.						
	-	上空に設け				4 8 0	4 3 0
	爿	也下に設け	る通路			2 9 0	260
	Z	その他のもの				7 6 0	8 5 0
法第32条	夕		その他の催	しに際し、	占用面積1平方メー	1 0	9
第1項第6	-	一時的に設けるもの			トルにつき1日		
号に掲げる	7	その他のもの			占用面積1平方メー	9 6	8 7
施設					トルにつき 1 月		
当 火 壮 歩 名	7 7	5 LF / ->	n+ 44) = =n	11710	+	0.0	0.5
道路法施行 令(昭和27	】 7】=	看板(アー	一時的に設	けるもの	表示面積1平方メー	9 6	8 7
在 政 会 第 4	$\begin{bmatrix} 1 \\ 0 \end{bmatrix}$	「じめるもった除く)			トルにつき1月		
年 政 令 第 4 7 9 号。以 7	F V	ノで「ケート。)	その他のも	0	表示面積1平方メー	960	870
「会」とい	_				トルにつき1年		
う。)第7条	長根	票識			1本につき1年	6 1 0	<u>680</u>
第1号に推	昌彦	異ざお	祭礼、縁日	その他の	1本につき1日	1 0	9
げる物件			催しに際し				
			に設けるも	の			
			その他のも	0	1 本につき 1 月	9 6	8 7
	喜	專(令第7	祭礼、縁日	その他の	その面積1平方メー	1 0	9
	3	条第4号	催しに際し	、一時的	トルにつき1日		
	6	こ掲げるエ	に設けるも	D			
		事用施設で					
			その他のも	<i>O</i>	その面積1平方メー	9 6	8 7
	ß	余く。)			トルにつき 1 月		
			T-74) IT:::-	1. 97. 1	- ++)- >		
	7	アーチ	車道を横断		1 基につき 1 月	9 6 0	870
			その他のも	の		4 8 0	4 3 0
					<u> </u>	1	

令第7条第2	2号に掲げる工作物	占用面積1平方メートルにつき1年	7 6 0	8 5 0
		トルにつき1年		
	4号に掲げる工事用施設及び同条 ずる工事用材料	占用面積1平方メートルにつき1月	9 6	<u>8 7</u>
> v 0 0 1 = 1 = 0 1.	<u> </u>			
	5号に掲げる仮設建築物及び同条		7 6	<u>8 5</u>
第7号に掲げる施設				
令第7条第 9号に掲げ る施設	建築物	占用面積1平方メー	A × 0 . 0 1	A × 0 . 0 1
		トルにつき1年	9	9
	その他のもの		$A \times 0.01$	$A \times 0$. 01
			3	4
令第7条第	トンネルの上又は高架の道路の		$A \times 0.01$	$A \times 0$. 01
11号に掲 げる応急仮 設建築物	路面下に設けるもの		9	9
	上空に設けるもの		A×0.02	<u>A × 0. 02</u>
			3	2
	その他のもの		A×0.03	$A \times 0$. 03
			3	1

備考

- 1 金額の単位は、円とする。
- 2 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 3 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 4 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。
- 5 占用料の額が年額で定められている物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又は その期間に1年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、1月未満の端数が あるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用 の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として 計算するものとする。この場合において1月とは、占用開始の日から翌月の占用開始の 日に応当する日の前日(応当日のないときはその月の末日)までをいう。